

自治金融制度の融資利率の改定について（お知らせ）

標記につきまして、下記のとおり改定される旨、県信用保証協会から連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

1 新融資利率

改定後	改定前
年2.30%	年2.20%

- 2 実施日 令和8年3月2日（月）
（令和8年3月2日（月）保証申込受付分から）

（参考） 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金の融資利率
令和8年2月2日から、年2.40%に改定

※今回改定の融資利率については茨城県信用保証協会ホームページ(<http://www.icgc.or.jp/>)でもご覧になれます。ご参照ください。